

令和 4 年

市議会 4 月臨時会議案参考資料

知立市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

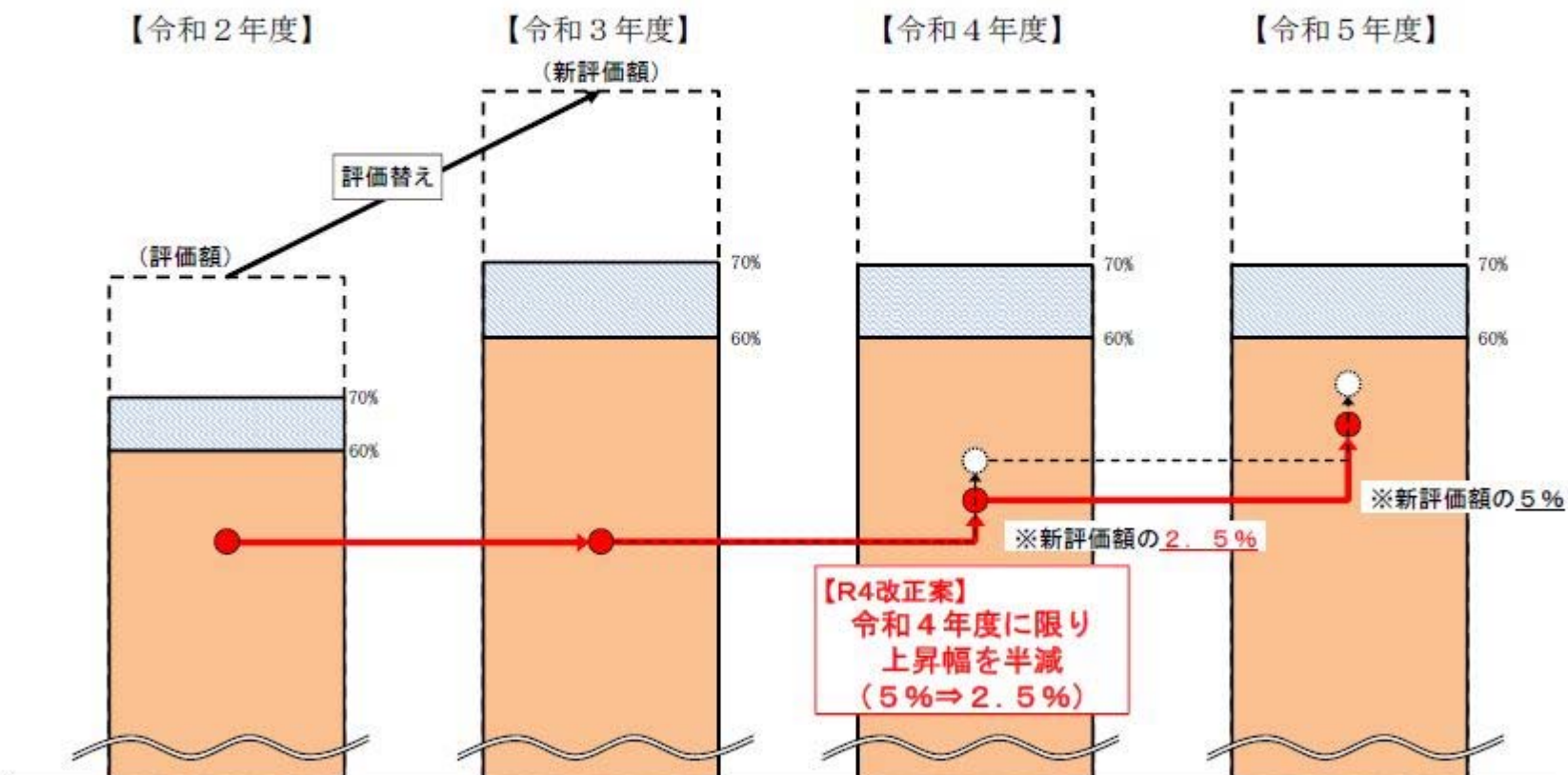
(承認第1号、参考資料)

改正後	改正前
附 則 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2～5 略	附 則 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2～5 略

知立市税条例改正の要旨

税目	項目	関係条文	改正の内容	適用時期
固定資産税	商業地等に係る 固定資産税の負 担調整措置	条例附則 第12条	商業地等に係る固定資産税の負担調整措置について、評価額の 5 %と されている課税標準額の上昇幅を、令和 4 年度に限り、評価額の 2 . 5 %とするもの	令和 4 年度 課税分のみ

令和4年度改正案(商業地等)



知立市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(承認第2号、参考資料)

改正後	改正前
附 則 1～6 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) 7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5 <u>(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)</u> を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 8～19 略	附 則 1～6 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) 7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 8～19 略

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第43号、参考資料)

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。</u> <u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u> <u>2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u>	附 則 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第44号、参考資料)

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。</u> <u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u> <u>2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u>	附 則 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第45号、参考資料)

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。</u> <u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u> <u>2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び知立市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第20条第4項から第6項まで(知立市職員の育児休業等に関する条例(平成4年知立市条例第2号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第26条第1項から第3項まで若しくは第6項又は知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年知立市条例第8号)第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u> <u>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15</u> <u>(2) 給与条例第7条第1項に規定する再任用職員 72.5分の10</u>	附 則 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第46号、参考資料)

改正後	改正前
(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1)～(3) 略 2 略	(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1)～(3) 略 2 略

限度額引上げによる影響について

限度額 単位：円

	現状(a)	引上げ後(b)	差(b)-(a)
医療分	630,000	650,000	20,000
後期分	190,000	200,000	10,000
介護分	170,000	170,000	0
合計	990,000	1,020,000	30,000

限度超過世帯数

	現状(a)	引上げ後(b)	差(b)-(a)
医療分	72	69	△ 3
後期分	167	142	△ 25
介護分	68	68	0

被保険者数	世帯数
11,013	7,318
11,013	7,318
3,323	2,898

調定見込額 単位：円

	現状(a)	引上げ後(b)	差(b)-(a)
医療分	698,461,000	699,855,000	1,394,000
後期分	306,011,000	307,545,000	1,534,000
介護分	105,217,000	105,217,000	0
合計	1,109,689,000	1,112,617,000	2,928,000

※ 令和3年11月29日現在の被保険者数、課税所得及び税率を用いて試算

令和 4 年 2 月 2 日

知立市長 林 郁 夫 様

知立市国民健康保険運営協議会
会 長 竹 本 有 基

知立市国民健康保険税の改正について（答申）

令和3年7月28日付け知国第73号にて諮問のありましたこのことについて、本協議会で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

1 国民健康保険税の改正について

（審議結果）

令和4年度の国民健康保険税基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の所得割率については前年同率、被保険者均等割額、世帯別平等割額は前年同額にそれぞれ据え置き、基礎課税額（医療分）にかかる課税限度額を、63万円から65万円に、後期高齢者支援金分を19万円から20万円に引き上げることが適当です。

（検討内容）

平成30年度より国民健康保険制度の改正が行われ、これに伴い、平成29年度の運営協議会で税率等を「概ね3.7%程度を上限として段階的に引き上げることが適当」との審議結果に至りました。

これを踏まえて、当協議会では、課税限度額を引き上げるとしたうえで、令和4年度の税率等は、

案1 課税限度額のみ引き上げて、その他税率等は据え置き

案2 課税限度額の引き上げ分を含め、3.7%程度引き上げ

の2案について、いずれが適当か審議しました。

財政面については、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、収入が減少する人が増加し、また失業等による国保への加入者が増加している状況から、令和3年度の保険税賦課額は減少すると思われます。しかしながら、依然として景気の動向等は不透明であり、また平成29年度の答申において、保険税額の引き上げについては概ね3.7%を上限とすることとしたことにより、平成30年度・令和元年度に税率等を引き上げた結果、不足額が少額になったことから、令和4年度の税率等の引き上げは見合わせ、課税限度額の引き上げのみを行い、不足分については基金にて充当することが可能であると判断しました。

税率等の引き上げについては、改めて令和4年度に令和5年度以降の税率等の検証を行い、審議するという結論に至りました。

2 今後の対策について

(1) 低所得者に対する知立市の独自軽減について

(審議結果)

知立市の独自軽減においては、令和5年度を目途に廃止の検討をする。

(検討内容)

平成26年度に保険税の算定方法の変更により、資産割を廃止したことによる低所得者層の負担増を抑制するため、低所得者層の均等割額を法定軽減後、さらに10%軽減することとしています。期間は当面の間としていましたが、平成30年度より新制度となり、県内で統一した標準保険料率等となるように事業が運営されています。この独自軽減措置については、他の被保険者に負担がかかることとなり、なおかつ県が示す標準保険料率に、段階的に保険税率等を引き上げていく必要があるなか、県下で統一化された場合、低所得者にとって急激な保険税額の増額となる恐れがあります。

資産割廃止後、8年が経過し、現在の所得割・均等割・平等割での課税方法が浸透し、激変緩和措置としての期間は過ぎたものと認識し、資産割廃止に伴う影響は解消されていると判断します。従いまして独自軽減は適用期間10年を目途とする令和5年度までとすることが適当との見解とな

りました。

(2) 課税限度額の引上げ時期について

(審議結果)

地方税法施行令の改正に合わせて適用することが適当です。

(検討内容)

当市においては、被保険者に負担を強いるものであることから、地方税法施行令の改正の翌年度に、諮問案件として運営協議会にて審議を行い、1年遅れでの適用としていました。

令和3年度において、地方税法施行令の改正による課税限度額の引上げがなく、国の基準に追いついたことに併せ、高所得者層に応分の負担を求めることにより、中・低所得者層の負担緩和につながることから、地方税法施行令の改正に合わせて、速やかに適用すべきという結論に至りました。

3 附帯意見

平成30年度より国民健康保険制度の改正が行われ、4年が経過しました。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える最後の砦です。

今後においても逐次検証を行い、被保険者の負担と国保財政のバランスを考慮しつつ、適切な制度運営に努めてください。